

文科省 共通が受験できなかった場合、 個別試験で合否判定を大学に要請！

個別試験も追試含めて受験できなかった場合は
再追試の設定も

旺文社 教育情報センター 2022年1月12日

1月11日、末松文部科学大臣は会見で、「共通テスト本試験、追試験ともに受験できなかった受験生は個別試験で合否判定をすること」「個別試験の追試、振替日程に、再度の追試の設定」などを全大学に要請することを公表した。同日、文部科学省は「受験機会の更なる確保」の依頼文書を全大学に宛てた。

■受験生の受験機会を確保するという考えを強調

1月11日、末松文部科学大臣は会見で、一人の受験生も受験機会を失うことのないようとして、「共通テストの本試験・追試験のどちらも受験できなかった場合、個別試験で合否判定」「個別試験については、追試験や振替日程も含めて、それでも受験できなかった受験生のために、再度の追試験の機会を設けること」などを全大学に要請する方針について説明した。「再度の追試験によって入学する受験生の、入学時期が4月以降になることも可能とする」こともあわせて示した。共通テストの本試験と追試験のいずれも受験できない状況としては、本試験は風邪で欠席、追試験はコロナに感染して欠席と例示した。

同日、文部科学省は「受験機会の更なる確保」の依頼文書を各大学に通知。新型コロナウイルスの新規感染者の増加、オミクロン株の拡大により、現状の対応では、受験できなくなる受験生が出る可能性があるとの懸念を示すとともに、受験生の受験機会の確保のためのあらかじめの検討を促し、必要が生じた場合には、対象者の状況に応じて、受験機会の確保措置を取るよう配慮を求めた。

今週末、1月15日・16日に共通テストの本試験は行われる。追試験はコロナ禍対応のため2週間後の29日・30日に設定されている。既に、各大学の個別試験は約99%の大学が追試験や振替日程での受験などで対応を予定している（文科省調べ）。これに加えての受験機会確保の要請となる。

次ページに、「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」の概要を掲載。

■文部科学省「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」の概要

①出願した大学が既に設定している入試を、新型コロナの影響で受験できなかった受験生が出た場合に、以下の例のような方策を追加的に検討。

- (1) 共通テストを利用している大学。共通テストの本試験・追試験いずれも受験できなかった受験生が出た場合、個別試験、調査書等により合否判定を実施すること。
- (2) 大学の個別試験の本試験、追試験・別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合、その受験生が共通テストを受験していれば、共通テスト、調査書等で合否判定を実施すること。
- (3) 大学の個別試験の本試験、追試験・別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が、共通テストの本試験・追試験いずれも受験していない場合に、その受験生を対象とした再度の追試験の機会を設定。
個別試験を実施するか、それが困難な場合、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書や、小論文、面接、調査書等を組み合わせた選抜を実施すること。

②出願したにもかかわらず、新型コロナの影響で、共通テスト、個別試験のいずれも受験できなかった受験生が出た場合に備え、受験生からの相談に応じ、上記①のようなさらなる受験機会の確保について情報を提供するための窓口など相談体制を設ける。
相談体制について、上記(1)の場合は共通テストの追試験の実施日、(2)(3)の場合は個別試験の追試験・振替受験の実施日には、相談窓口を各大学から公表することが望まれる。

③上記①による選抜を行う場合は以下の取扱いとする。

- (1) 上記①(3)の再追試による選抜を行う場合は、令和4年3月26日以降に実施。入学時期が4月1日以降になることもあり得ること。
- (2) 既に設定している入試日程・方法に加えて、新たに上記①(1)(2)の対応をとる場合(共テ・個別試験の両方必須の選抜区分への出願者に限る)、および(3)の再追試による選抜を行う場合は、合格し入学した者については、「令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金および私立大学等経常費補助金の取扱いについて」(令和3年9月14日)の対象とし、令和4年度の国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金について例外的な取扱いとすること。

④上記①の対象となる受験生が、共通テストおよび個別試験を受験できなかった理由について、新型コロナ感染は、医師の診断書の提出等を求めることが基本だが、医療機関の事情等により、それが困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者については、その確認が困難な場合があると考えられることから、濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称や保健所から連絡があった月日等の自己申告により行うことが考えられる。

国公立大の入試では、共通テストの成績で、個別（2次）試験の受験者数を絞り込む2段階選抜を実施する大学・学部があるが、共通テストを受験していない受験生にどのように対応するのか。また、共通テストの得点のみで合否判定し、個別試験そのものを実施していない国公立大も一部にある。私立大では、共通テスト利用入試で、共通テストの得点のみで合否を判定する大学は少なくない。

今後、各大学から、対応策や相談窓口設置の案内などが大学ホームページで公表されていくと考えられる。いずれにせよ、志望校のホームページでの各種情報チェックは重要だ。出願や受験に際しては常に確認してほしい。

受験生においては感染対策の基本の徹底と体調管理に努め、通常通りに受験をして、努力の成果が発揮できるように祈念する。

(2022.1 加納)